

○鳥取県債権回収計画等に関する条例（平成25年3月29日鳥取県条例第36号）

（目的）

第1条 この条例は、金銭の給付を目的とする県の権利（地方税法（昭和25年法律第226号）第1条第1項第14号に規定する地方団体の徴収金に係る債権を除く。以下「県の債権」という。）の回収（履行期限を経過した県の債権を保全し、又は取り立てることをいう。以下同じ。）を計画的に行うことにより、県の債権の管理の適正化を図ることを目的とする。

（債権回収計画の策定等）

第2条 県は、毎年度、県の債権の回収に関する目標を定めた計画（以下「債権回収計画」という。）を策定しなければならない。

2 知事は、少なくとも年1回、次に掲げる事項を議会に報告するとともに、公表しなければならない。

（1）当該年度の債権回収計画

（2）前年度の債権回収計画の達成状況

（3）個別の県の債権（その額が7,000万円以上のものに限る。）の回収の状況

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。